平成２２年（フ）第２９号
北海道名寄市西９条南４丁目４番地
債務者　青柳　　智
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２２年（フ）第１６３号
岩手県花巻市高木第19地割93番地５　伊藤住宅４号
債務者　佐藤　敏文
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１８３号
岩手県花巻市本館１丁目16番地１　モトサト東タウン203号、前住所岩手県花巻市四日町３丁目16番34号
債務者　菊地　悦子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１８４号
岩手県花巻市本館１丁目16番地１　モトサト東タウン203号、前住所岩手県花巻市四日町３丁目16番34号
債務者　菊地　正喜
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第１号
岩手県花巻市上北万丁目174番地
債務者　白藤　芳枝
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第７７号
岩手県奥州市江刺区岩谷堂字下苗代沢602番地19
債務者　伊藤　　龍
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第７８号
岩手県奥州市江刺区岩谷堂字下苗代沢602番地19
債務者　伊藤　麻衣
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第８９号
岩手県奥州市水沢区佐倉河字佐野原33番地２
債務者　中村亜矢子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第９１号
岩手県奥州市江刺区稲瀬字伊加里32番地２
債務者　菅野　　勉
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第９４号
岩手県奥州市胆沢区南都田字蓬平31番地27
債務者　菅原ミヤ子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第９５号
岩手県奥州市水沢区花園町２丁目６番16号
債務者　及川　文子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第９８号
岩手県奥州市水沢区真城が丘２丁目４番地９
債務者　村上美姫子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第１４０９号
さいたま市岩槻区東岩槻４丁目４番地25　山崎アパート201号室
債務者　三浦ちえ子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４９７号
さいたま市緑区大字玄蕃新田680番地１　カーサ美園102
債務者　竹澤　清江
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６７３号
さいたま市桜区道場３丁目15番14―202号
債務者　堀口　智子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７６４号
埼玉県久喜市青葉２丁目９番地　県営久喜青葉団地11棟913号
債務者　難波　由美
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８０８号
埼玉県新座市野寺５丁目５番８号　エントピアひばりヶ丘106号室
債務者　公家　秀俊
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係